野洲市ふるさと納税推進業務委託仕様書

1 業務名

野洲市ふるさと納税推進業務

2 業務の目的

野洲市(以下「本市」という。)に対して行われたふるさと納税にかかる寄附者情報の管理並びに書類及び返礼品の発送に関する業務等を民間事業者に一括で委託することにより、事務の効率化を図るとともに、ふるさと納税制度を活用した歳入の確保、本市の魅力発信及び地域産業の活性化を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

ただし、令和3年第2回野洲市議会において、当該事業に係る補正予算が議決されない場合は、契約は行わないものとする。

4 業務内容

- (1) 寄附受付サイトに関すること
- (2) 代理納付に関すること
- (3) 本市ふるさと納税に係る寄附金額及び寄附者のデータ管理に関すること
- (4) 返礼品提供事業者への返礼品の発注、集荷及び配送管理に関すること
- (5) 寄附者への礼状、寄附金受領証明書、寄附金税額控除に係る申告特例申請書等の ふるさと納税における必要資料の作成及び送付に関すること
- (6) 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の事務に関すること
- (7) 新たな返礼品の企画、選定及び返礼品提供事業者との契約に関すること
- (8) 寄附者等からのふるさと納税に関する問い合わせに対応すること
- (9) ふるさと納税に関する分析及びプロモーションに関すること

5 業務内容の詳細

- (1) 寄附受付サイトに関すること
 - ・本市から提供する返礼品提供事業者及び返礼品情報を基に、寄附受付サイトに情報を掲載すること
 - ・情報が法的に問題ないか確認し、本市及び返礼品提供事業者と協議し、情報の補 完を行うこと
 - ・掲載した情報は必要に応じて変更、削除を行うこと
 - ・返礼品の在庫の管理を行うこと。在庫切れが発生した場合は、速やかに返礼品提供

事業者へ連絡するとともに、寄附受付サイト上でも周知を行うこと

- ・ 寄附申込完了メールが寄附者に送信されること。また、メールの本文が編集できること
- ・寄附申込後、円滑に寄附の決済が可能であること
- ・寄附受付サイトは「ふるさとチョイス」と「楽天ふるさと納税」を含むこと

(2) 代理納付に関すること

- ・寄附受付サイトで取り扱う決済処理を基本とし、決済情報を管理すること
- ・決済方法は本市での消込処理を行うことが無いこと
- ・取り扱う支払回数は、一括払いとすること
- ・寄附受付サイトで受け付けた寄附金を本市に代わって収納する場合、本市に払い 込む業務については、支払方法の種類等を問わず毎月一定日を締切日とし、締切 後1箇月以内にあらかじめ本市が指定する口座へ一括で振り込むこと(入金日 が、金融機関休業日の場合については、入金日前の金融機関営業日とする。)
- ・代理納付に関する金銭をその他の金銭と区別して管理し、その保全のために必要 な措置を講じること

(3) 本市ふるさと納税に係る寄附金額及び寄附者のデータ管理に関すること

- ・ 寄附管理システム等を導入し、寄附受付サイトのデータの取込等、データを一元 管理すること
- ・ 寄附受付サイト以外から申込のあった寄附 (本市へ直接申込のあった寄附) についても対応できる寄附管理システム等であること
- ・寄附に関する情報を適切に管理し、情報漏えい対策を行うこと
- ・寄附者から寄附者個人のデータの修正等の依頼がある場合、対応すること
- ・データは、随時本市でも確認でき、CSV 形式でダウンロード可能とすること

(4) 返礼品提供事業者への返礼品の発注、集荷及び配送管理に関すること

- ・返礼品提供事業者へ返礼品の発注を速やかに行うこと
- ・返礼品の送付、納品状況を管理すること
- ・返礼品提供事業者へ返礼品の納品を確認し、請求に対し、速やかに支払いを行う
- ・返礼品の送付、納品、請求に関し、返礼品提供事業者が簡易な仕組みで実施できること
- ・返礼品の代金を月次集計の上、市に報告及び請求すること
- ・返礼品に係る送料を月次集計の上、市に報告及び請求すること

- ・その他返礼品に関する事務において、必要に応じて市、返礼品提供事業者及び寄 附者との各種調整を行うこと
- (5) 寄附者への礼状、寄附金受領証明書、寄附金税額控除に係る申告特例申請書等の ふるさと納税における必要資料の作成及び送付に関すること
 - ・寄附者への礼状、寄附金受領証明書の送付を行うこと
 - ・寄附金税額控除に係る申告特例申請書(様式第55号の5)の発送を希望する寄附者に対し、申請書、申請説明書類、返信用封筒(料金受取人払郵便とし、返信先は受託者とする。)を送付すること。また、送付出来ない期間を設けられること
 - ・寄附受領証明書については、市が提供する公印の印影を使用すること
 - ・必要に応じて書類の再発行が可能であること
- (6) 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の事務に関すること
 - ・ 寄附者から送付された寄附金税額控除に係る申告特例申請書等を精査し、不備が あれば寄附者に連絡すること
 - ・受け付けた寄附金税額控除に係る申告特例申請書等は、寄附者のデータと紐づけ すること
 - ・受付後は寄附者に対し受け付けしたことがわかるような措置をとること
 - ・寄附者から寄附者個人のデータの修正等の依頼がある場合、対応すること
 - ・ 寄附金税額控除に係る申告特例申請期限後、名寄せ処理等を行い、寄附者の住所 地団体への送付するデータとして整え、本市に提供すること
 - ・ 寄附金税額控除に係る申告特例申請書等を適切に管理し、情報漏えい対策を行う こと
- (7) 新たな返礼品の企画、選定及び返礼品提供事業者との契約に関すること
 - ・野洲市商工会、野洲工業会、野洲市観光物産協会等と連携し、新たな返礼品の企 画及び選定をすること
 - ・返礼品については、市の承認を経て、返礼品提供事業者と契約すること
- (8) 寄附者等からのふるさと納税に関する問い合わせに対応すること
 - ・ 寄附者等からのふるさと納税に関する問い合わせを受付し、対応すること
 - ・電話又は電子メール等により、市及び返礼品提供事業者と情報共有するとともに、 寄附者へ回答を行うこと
- (9) ふるさと納税に関する分析及びプロモーションに関すること
 - ・各種媒体を活用したPRの実施が可能であること

- ・ふるさと納税を通じた本市の魅力発信が効果的にできるよう分析すること
- ・分析結果を基に、本市に必要なプロモーションをすること
- ・寄附受付サイトの追加等についての提案を行うこと

6 経費負担

- (1) 本市が負担する経費は次のとおりとする。
 - 業務委託料

原則、寄附金額の8%以内(消費税及び地方消費税を除く)

・返礼品に係る経費

返礼品に係る経費は以下のとおりとする。

	寄附金額区分	返礼品の価格	市の負担額
		(税込、梱包代込)	(上限)
1	10,000 円以上	3,000 円相当	3,000 円
2	20,000 円以上	6,000 円相当	6,000 円
3	30,000 円以上	9,000 円相当	9,000 円
4	50,000 円以上	15,000 円相当	15,000 円
5	100,000 円以上	30,000 円相当	30,000 円
6	200,000 円以上	60,000 円相当	60,000 円
7	300,000 円以上	90,000 円相当	90,000 円
8	上記以外	寄附金額の3割相当	寄附金額の3割

・返礼品配送に係る経費

過剰包装でなく最低限の包装で、かつ、返礼品の品質に影響を及ぼさない配送 方法。

7 ふるさと納税制度における地域資源等の認定について

ふるさと納税制度における総務省告示(平成 31 年総務省告示第 179 号)第5条第8号ハに基づく地域資源及び市町の区域の認定に当たり、「近江牛」、「ふなずし」、「湖魚の加工食品(ふなずしを除く)」を返礼品として提供する場合は、以下に示す運用ルール等を遵守すること。ただし、現在、地域資源の認定において、近江八幡市長から総務大臣に対し、自治紛争処理委員の審査が申出されていることから、地域資源として「近江牛」の認定の可否を含め、下記の条件等に変更が生じる可能性がある。ついては、変更等が生じた場合は、本市に従うものとする。

(1) 近江牛

ア 地理的表示保護制度 (G I 制度) における登録産品である近江牛の精肉を提供すること

イ 県内事業者から調達すること

- ウ 寄附金の募集を行うサイト上にて、返礼品を調達する事業者の名称について公 表すること
- エ 返礼品送付時に地理的表示(近江牛)および地理的標章(G I マーク)が付された書類の同封に努めること。
- オ 返礼品送付時に近江牛の紹介チラシを同封すること
- カ 寄附金の募集を行うサイト上に近江牛を紹介した県ホームページのURLを掲載し、返礼品送付時の送付文には同ページのURLもしくは同ページにリンクされたQRコードを掲載すること(サイト上にURLの掲載ができない場合は、送付文への記載のみで可とする)

(2) ふなずし

- ア 琵琶湖産のニゴロブナを原材料としたふなずしを提供すること
- イ 滋賀県内で加工されたふなずしを提供すること
- ウ 平成 19 年 1 月 19 日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 1 号の内容を認識した上で提供すること
- エ 寄附金の募集を行うサイト上に加工事業者の名称および事業者の所在する市町 名を掲載すること
- オ 寄附金の募集を行うサイト上にふなずしを紹介した県ホームページのURLを 掲載し、返礼品送付時の送付文には同ページのURLもしくは同ページにリンク されたQRコードを掲載すること(サイト上にURLの掲載ができない場合は、 送付文への記載のみで可とする)
- (3) 湖魚の加工食品(ふなずしを除く)
 - ア 琵琶湖産の魚介類を使用した加工食品を提供すること
 - イ 滋賀県内で加工された食品を提供すること
 - ウ 寄附金の募集を行うサイト上に加工事業者の名称および事業者の所在する市町 名を掲載すること
 - エ 寄附金の募集を行うサイト上に湖魚料理を紹介した県ホームページのURLを 掲載し、返礼品送付時の送付文には同ページのURLもしくは同ページにリンク されたQRコードを掲載すること(サイト上にURLの掲載ができない場合は、 送付文への記載のみで可とする)

8 権利の帰属

本市が提供する情報に基づき登録したデータは、市に帰属するものとする。

9 寄附者のデータ管理

受託者は、本業務に関する資料を書面又は電磁的記録により、業務委託期間中については保存すること。契約解除後は、資料の引継ぎ完了後に削除すること。

10 再委託の禁止

委託業務について、一括して第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と思われるものについては、市と協議の上、書面による許諾を得ることにより、委託業務の一部を委託することができるものとし、再委託する場合は、受託者と同等のセキュリティレベルを保持していることを市に申し出ること。

11 報告及び検査

市は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

また、市は、代理納付に関する受託者等の帳簿、書類、その他の物件等の検査を行うことができる。

12 情報セキュリティの確保

本業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行うこと。

13 個人情報の保護

本業務の履行に当たり、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

受託者は、寄附金税額控除に係る申告特例申請書の事務を行う上でマイナンバーを 取扱うことから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律(平成 25 年法律第 27 号)に抵触しないよう留意すること。

14 その他

円滑な事業の運営のために、市と受託者は適宜打合せを行うこと。また、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて市と協議の上、これを定めるものとする。

付 則

この仕様書は、契約締結の日から施行する。

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。また、この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

- 第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を 達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。 (目的外利用及び提供の禁止)
- 第4 受託者は、市の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。なお、受託者が、市の指示又は承認を得て個人情報を第三者に提供したときは、提供年月日、第三者の氏名・名称等の一定の事項を記録し、一定の期間その記録を保存しなければならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損 の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければ ならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、市の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものと し、市の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為を してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために市から引き渡され、又は受託者 自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直 ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その 指示に従うものとする。 (事故発生時における報告)

第9 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを 知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。